

(裏面)

～私たちにできること～

再犯防止の取組は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の民間協力者により支えられています。

様々な立場から更生を目指す人を見守り、更生を支援する活動に御理解・御協力をお願いします。

保護司
犯罪や非行をして「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談に乗ったり、指導を行うボランティア

更生保護女性会
女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための支援活動などを行うボランティア

BBS会
様々な問題を抱える少年たちと、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティア

協力雇用主
犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解したうえで雇用し、立ち直りを支援する事業主

活動に興味のある方は、是非お問い合わせください！

問合せ
京都保護観察所
☎075-441-5141



就労奨励金制度、身元保証制度など協力雇用主の活動を支援する制度があります。

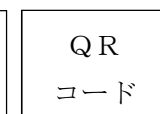
パブリックコメント実施中

令和3(2021)年度から令和7(2026)年度までを取組期間とする「京都市再犯防止推進計画(仮称)素案」について、市民の皆様の御意見を募集します。

○募集期間
令和2年*月*日(*)～令和*年*月*日(*)



詳しくは意見募集冊子又はQRコード先のリンクをご覧ください。



令和*年**月発行
京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
京都市印刷物 第***号



案 (表面)

※デザイン等については調整中

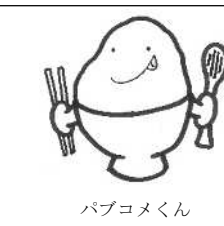
やり直すことができる社会と 安心・安全なまちの実現を目指して

京都市は再犯防止に 取り組みます。

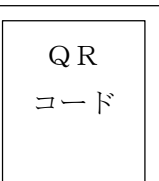


京都市再犯防止推進計画(仮称)を策定するため、**パブリックコメント実施中!**

【意見募集期間】
令和2年*月*日(*)～令和*年*月*日(*)



詳しくは意見募集冊子、又はQRコード先のリンクをご覧ください。



京都市は、「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」を目指し、国や民間団体等と連携しながら再犯防止の取組を進めます。

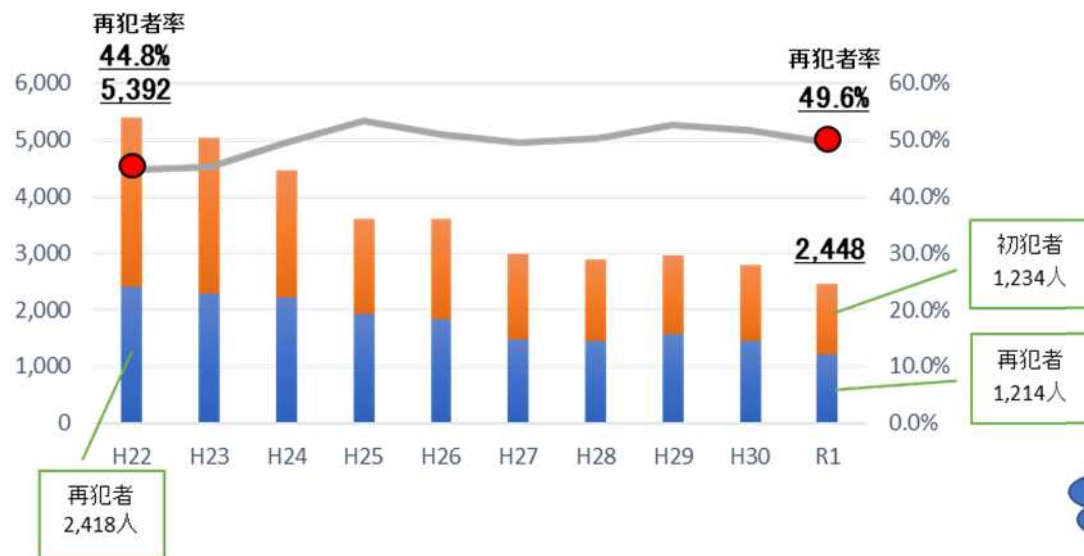
1

Q なぜ再犯防止に取り組むの？

A 京都市内における犯罪件数は減少していますが、再犯者(再び罪を犯す人)の割合は約5割と高い状態が続いています。

新たな犯罪被害者を出さないためには、再犯を減らしていくことが重要であり、再犯防止に積極的に取り組んでいく必要があります。

再犯者数及び再犯者率(市内警察署で検挙された者)



忘れてはいけない犯罪被害者等の存在

犯罪による被害者やその御家族・御遺族の方は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、その後も、心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷などにも苦しめられ、深刻な状況に置かれます。

京都市では、「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、ワンストップ窓口として「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減のための支援を中長期にわたって行っています。

2

Q どうして犯罪を繰り返してしまうの？

A 犯罪・非行をした人の中には、罪を償い社会で更生しようとしても、安定した住居や仕事がない、薬物依存があるなどの生きづらさを抱えていたり、偏見・差別意識から社会で孤立したりして、犯罪・非行を繰り返してしまう人がいます。



負のサイクルを断ち切る再犯防止の取組

再犯防止とSDGs(コラム)

再犯防止の推進は、新たな犯罪被害者を生み出さない取組であるとともに、罪を償い社会の一員として再出発をしようとする人を社会全体が認め、支えることで、社会復帰を促進する取組でもあり、京都市が推進するSDGs(国連で採択された持続可能な開発目標)の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にも資するものです。



3

Q どうやって再犯を減らすの？

A 住居・就労の確保に向けた支援や保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援など、地方自治体等が実施している施策にしっかりとつなげ、再犯に陥る負のサイクルを断ち切る必要があります。また、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を認め、支える地域社会に向けた取組も必要です。

このため京都市では、令和2年度末に「京都市再犯防止推進計画(仮称)」を策定して、「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」を目指し、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進します。

「京都市再犯防止推進計画(仮称)」に掲げる6つの柱

以下の6つの柱に基づき、50を超える施策を実施します。

1. 住居・就労の確保等による社会の居場所づくり
2. ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用の促進
3. 非行の未然防止、犯罪等をした少年への継続した学びの支援
4. 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施
5. 民間協力者の活動との更なる連携、広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進
6. 「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進